

# 官製ワーキングプア問題と公務労働組合

川村 雅 則

この号が出る頃には大手の春闘はすでに妥結に至っているだろうか。

ところで、フルタイムで働く非正規労働者の年収に匹敵するほどの一時金目標額を掲げて大手労組が闘うことの意義を、就活に翻弄されながら高失業時代を生きる学生たちに伝えるのはそう容易ではない。賃上げによるデフレ脱却、中小労組への波及効果などを説きたくても、一方で非正規雇用が増やされ、また大手の労組自身が、企業の業績によって足並みを崩している現状では、それも難しい。ましてや、非正規はおろか、メンバーシップとされていた正規・組合員の雇用についても、「追い出し部屋」で退職強要が黙認されるなか、労組の代表性なり正当性は揺らいでいるかのように見える。こうした情勢では、春闘や労働組合の意義を授業で学生に説明するのは容易な作業ではない。

とはいえ、わが国労組の問題点や弱点をいたずらに強調することで、今日の厳しい職場労働の是正は、理解のある経営者か徳のある政治家にしかもはや期待できないと学生に勘違いさせてはなるまい。労働三権を剥奪させているのではない限り、誰もがオルタナティブな労働組合なり労働運動を構想できるからだ。そして実際、いまなお主流ではないとはい

え、組合に包摂する範囲を積極的に広げ、また企業内の労使関係という枠組みを超えた問題に取り組みむ労組も少なくないからだ。いま札幌市議会で決着がつけられようとしている公契約条例の制定運動にかかわる労働組合もその一つといえるだろう。

自治体財政の逼迫、最小の経費で最大の効果の追求（地方自治法）、「官から民」へという（本来それ自体としては、運営主体の変更を意味するに過ぎないはずが実際にはコスト・人件費の大幅な削減をともなうて進む）「官製市場改革」の下で、官が深刻なワーキングプア問題を発生させている、そのことへの反省と関係者の運動によって、いま全国で注目を集めているのが公契約条例だ。制定第一号である千葉県野田市の条例前文には、国の責任にふれた後で、「問題」状況をただ見過ごすことなく先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したい」と自治体の果たすべき役割が高らかに宣言されている。

しよせん公契約領域で働く（しかも一部の）人たちの「賃金（保障）条例」ではないかという誤解もままみられるが、同条例は、低価

格競争にあえいできた地元の実業者にとっても、適正価格を通じて労働力の確保や技能の伝承あるいは一定の利益を保障するものであり、ひいては、地域経済の活性化や自治体財政の改善という広範な効果なり好循環サイクルが期待されるものである。担い手の軽視を通じて公共サービスの質自体もないがしろにされてきたこの間の「改革」動向をふまえても、公務労組が運動で果たすべき役割は大きい。

同時に、公務労組こそが、と思うのは、低価格でアウトソーシングされた自治体の仕事を担う労使から公務員はいまや「敵」扱いはされるような「対立構造」がつくられてしまったなかで、自らの仕事のありかたを省みて、公務労働はどうあるべきかを組合員が問い直す契機となり得るからだ。住民の福祉の増進を図ることが本来の私たちの仕事ではなかったのか、と。

運動への参画はさらに、「（自治体）外部」だけでなく、自らと肩を並べて働く「内部」の官製ワーキングプア問題、すなわち、非正規公務員問題にも気づき、取り組みを促す機会になろう。そうでなければ、（条例で）公共サービスに従事する者の賃金・労働条件を改善せよ！というスローガンに整合性がとれない。

理不尽だがなお根強い公務員・労組バッシングもまた、こうした過程で自ずと解消されると確信する。豊かな可能性をもつ公契約運動の具体化が待たれる。

へかわむら まさのり・北海道大学経済学部准教授